

民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 680 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 486 人（行政職に相当する調査実人員 452 人）、初任給関係以外の調査職種 6,768 人（行政職に相当する調査実人員 6,169 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、46,548 人であり、このうち、行政職に相当するものは 37,794 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から138事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第15表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産 業 計	事業所 123	事業所 27	事業所 15	事業所 18	事業所 44	事業所 19
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業、建 設 業	4	1	—	1	1	1
製 造 業	82	15	13	11	30	13
電 気・ガ ス・熱 供 給・ 水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業 , 郵 便 業	10	5	—	1	3	1
卸 売 業 , 小 売 業	6	2	—	3	—	1
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	—	—	—	3	1
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉、サ ー ビ ス 業	17	4	2	2	7	2

注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 14 所あった。

2 調査対象事業所 138 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 137 所に占める調査完了事業所 123 所の割合（調査完了率）は、89.8%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計（100人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人 以上および本表 3規模100人以上 500人未満の対応 級欄参照のこと。
大学卒	8	57.3	873,204	389	872,815		
短大卒	4	57.7	841,968	0	841,968		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	4	56.9	904,908	784	904,124		
	—	—	—	—	—		
工場長	15	55.0	813,207	0	813,207	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	11	55.1	864,889	0	864,889		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	54.3	641,055	0	641,055		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	175	52.5	725,265	2,286	722,979	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	129	52.3	752,300	718	751,582		
短大卒	23	52.6	650,771	8,405	642,366		
高校卒	23	53.4	647,667	5,080	642,587		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	202	53.2	784,905	400	784,505	同 上	同 上
大学卒	167	53.0	801,540	458	801,082		
短大卒	10	52.2	755,642	75	755,567		
高校卒	24	55.5	672,362	95	672,267		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	49	51.0	539,001	5,000	534,001	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級專 門職 中間職（部長－課長間）	同 上
大学卒	32	51.8	548,689	5,026	543,663		
短大卒	10	55.0	589,590	0	589,590		
高校卒	7	45.2	468,409	8,787	459,622		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	36	52.3	638,518	228	638,290	同 上	同 上
大学卒	25	52.2	660,772	177	660,595		
短大卒	6	50.9	586,341	68	586,273		
高校卒	5	54.7	597,138	660	596,478		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	303	49.6	576,338	9,690	566,648	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	同 上
大学卒	193	48.9	589,291	8,978	580,313		
短大卒	40	49.6	546,002	14,531	531,471		
高校卒	70	51.7	557,974	8,778	549,196		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	463	48.8	640,449	5,170	635,279	同 上	同 上
大学卒	330	48.0	656,307	5,826	650,481		
短大卒	49	50.6	611,150	798	610,352		
高校卒	82	51.7	583,929	5,171	578,758		
中学卒	2	53.5	530,522	0	530,522		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。（以下この表において同じ。）

注2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上および本表3規模100人以上500人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	138	48.7	489,188	33,128	456,060		
短大卒	78	47.0	524,191	34,181	490,010		
高校卒	15	49.5	424,867	32,702	392,165		
中学卒	45	51.5	449,103	31,329	417,774		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	94	47.9	553,465	27,970	525,495	同 上	同 上
大学卒	62	46.4	569,533	29,992	539,541		
短大卒	11	50.6	570,419	4,580	565,839		
高校卒	21	51.4	492,908	34,720	458,188		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	379	46.7	481,187	70,643	410,544	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	195	44.6	487,776	72,455	415,321		
短大卒	73	48.4	449,878	52,227	397,651		
高校卒	110	49.1	488,382	78,671	409,711		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	503	44.1	526,376	86,145	440,231	同 上	同 上
大学卒	341	42.6	533,058	93,275	439,783		
短大卒	52	46.6	520,842	66,035	454,807		
高校卒	109	48.3	505,218	71,424	433,794		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	335	45.5	440,051	53,077	386,974	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	162	42.5	459,783	59,192	400,591		
短大卒	73	47.9	412,453	45,734	366,719		
高校卒	99	48.7	428,982	48,465	380,517		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	459	40.7	470,166	70,138	400,028	同 上	同 上
大学卒	328	39.1	472,252	73,376	398,876		
短大卒	47	43.4	464,454	58,072	406,382		
高校卒	84	46.7	463,267	61,497	401,770		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,328	39.0	368,265	38,570	329,695		同 上
大学卒	674	36.2	396,404	45,129	351,275		
短大卒	246	41.5	332,170	31,498	300,672		
高校卒	407	42.2	341,842	31,511	310,331		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	1,312	40.6	390,534	50,601	339,933		同 上
大学卒	802	37.5	390,332	53,907	336,425		
短大卒	168	45.8	397,261	49,393	347,868		
高校卒	339	44.9	386,478	42,966	343,512		
中学卒	3	48.7	472,665	69,701	402,964		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	7	56.9	878,621	451	878,170		
短大卒	3	57.0	843,026	0	843,026		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	4	56.9	904,908	784	904,124		
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	13	54.5	831,525	0	831,525		
短大卒	10	54.6	877,905	0	877,905		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	2	53.0	624,158	0	624,158		
事務部長	—	—	—	—	—	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	116	53.1	811,675	77	811,598		
短大卒	94	53.0	828,275	18	828,257		
高校卒	12	51.2	745,370	724	744,646		
中学卒	10	55.2	713,701	0	713,701		
技術部長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	177	53.2	815,183	460	814,723		
短大卒	149	53.0	829,366	514	828,852		
高校卒	9	52.6	774,935	85	774,850		
中学卒	18	55.7	701,123	139	700,984		
事務部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長ー課長間)	同 上
大学卒	30	52.6	609,695	9,296	600,399		
短大卒	18	51.8	631,333	9,617	621,716		
高校卒	10	55.0	589,590	0	589,590		
中学卒	2	50.5	517,695	38,185	479,510		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	28	52.6	655,641	301	655,340		
短大卒	21	52.8	665,513	212	665,301		
高校卒	3	50.1	653,798	148	653,650		
中学卒	4	53.6	603,726	904	602,822		
事務課長	—	—	—	—	—	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7級、8 級
大学卒	190	49.7	649,635	9,001	640,634		
短大卒	129	48.8	660,864	10,022	650,842		
高校卒	20	50.7	640,286	8,350	631,936		
中学卒	41	52.3	618,663	6,092	612,571		
技術課長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	384	48.6	661,626	5,675	655,951		
短大卒	288	47.9	670,746	6,156	664,590		
高校卒	38	50.4	628,238	56	628,182		
中学卒	56	52.1	633,274	7,669	625,605		
	2	53.5	530,522	0	530,522		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5 級、6 級
大学卒	76	48.3	594,357	56,396	537,961		
短大卒	49	46.8	625,435	57,284	568,151		
高校卒	5	46.7	498,471	95,654	402,817		
中学卒	22	52.1	544,643	44,522	500,121		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	65	47.9	596,256	28,874	567,382	同 上	同 上
大学卒	42	45.9	612,327	25,365	586,962		
短大卒	7	51.1	636,797	7,498	629,299		
高校卒	16	52.3	528,361	49,969	478,392		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	267	47.0	510,618	75,066	435,552	係の長および係長級専門職	行政職 3 級、4 級
大学卒	144	44.3	510,307	74,037	436,270		
短大卒	49	49.4	485,778	57,771	428,007		
高校卒	73	50.6	526,021	87,501	438,520		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	414	44.1	534,066	82,679	451,387	同 上	同 上
大学卒	280	42.6	538,548	88,987	449,561		
短大卒	45	47.1	535,068	67,930	467,138		
高校卒	89	48.4	515,558	67,422	448,136		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	255	46.7	469,502	56,668	412,834	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級（一部は 3 級、4 級）
大学卒	123	43.2	494,819	66,394	428,425		
短大卒	54	49.0	435,168	46,436	388,732		
高校卒	78	50.5	453,214	48,345	404,869		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	389	41.2	485,626	72,083	413,543	同 上	同 上
大学卒	271	39.7	488,965	75,840	413,125		
短大卒	40	43.2	482,465	57,767	424,698		
高校卒	78	47.1	472,302	63,434	408,868		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	845	39.3	401,602	46,394	355,208		行政職 1 級
大学卒	447	36.2	433,648	53,207	380,441		
短大卒	132	44.4	360,746	41,279	319,467		
高校卒	265	42.7	361,119	35,922	325,197		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	949	42.2	406,914	54,371	352,543		同 上
大学卒	524	39.1	412,024	59,716	352,308		
短大卒	139	46.7	406,936	52,370	354,566		
高校卒	284	45.9	396,239	44,717	351,522		
中学卒	2	46.9	473,098	72,574	400,524		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	57.5	713,000	0	713,000	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	59	51.6	584,676	5,881	578,795	2 課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	35	50.7	576,735	2,336	574,399		
短大卒	11	53.6	583,818	13,841	569,977		
高校卒	13	52.3	606,759	8,227	598,532		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	25	53.5	585,271	0	585,271	同 上	同 上
大学卒	18	53.2	574,177	0	574,177		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	6	55.0	609,623	0	609,623		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	19	49.0	456,715	1	456,714	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職 (部長－課長間)	同 上
大学卒	14	51.7	458,221	0	458,221		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	5	43.6	453,682	3	453,679		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	8	51.3	585,461	0	585,461	同 上	同 上
大学卒	4	48.9	636,300	0	636,300		
短大卒	3	51.5	528,683	0	528,683		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	113	49.4	469,096	10,699	458,397	2 係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5 級、6 級
大学卒	64	49.1	465,024	7,167	457,857		
短大卒	20	48.6	471,602	19,408	452,194		
高校卒	29	50.9	476,970	12,364	464,606		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	79	49.7	517,181	2,228	514,953	同 上	同 上
大学卒	42	48.5	530,181	2,944	527,237		
短大卒	11	51.6	535,935	4,065	531,870		
高校卒	26	50.8	490,086	419	489,667		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4 級
大学卒	62	49.0	389,000	10,961	378,039		
短大卒	29	47.1	396,510	5,046	391,464		
高校卒	10	50.6	396,358	8,320	388,038		
中学卒	23	51.1	374,248	20,993	353,255		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	29	48.0	474,991	26,313	448,678	同 上	同 上
大学卒	20	47.2	493,128	38,253	454,875		
短大卒	4	49.8	466,212	0	466,212		
高校卒	5	49.3	415,081	1,245	413,836		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	112	46.0	416,431	60,911	355,520	係の長および係長級専門職	行政職 3 級
大学卒	51	45.3	429,305	68,349	360,956		
短大卒	24	46.8	385,605	42,300	343,305		
高校卒	37	46.5	417,570	62,060	355,510		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	89	43.8	483,668	105,395	378,273	同 上	同 上
大学卒	61	42.7	502,439	117,188	385,251		
短大卒	7	42.6	394,492	49,206	345,286		
高校卒	20	47.6	458,148	89,642	368,506		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	80	42.0	348,869	41,960	306,909	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級 (一部は 3 級)
大学卒	39	40.3	349,845	36,595	313,250		
短大卒	19	44.5	343,827	43,614	300,213		
高校卒	21	43.2	351,747	48,847	302,900		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	70	37.6	383,811	59,271	324,540	同 上	同 上
大学卒	57	36.5	389,306	61,147	328,159		
短大卒	7	44.7	365,673	59,747	305,926		
高校卒	6	40.9	342,589	35,631	306,958		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	483	38.4	314,323	25,912	288,411		行政職 1 級
大学卒	227	36.3	321,159	28,808	292,351		
短大卒	114	38.8	305,160	22,253	282,907		
高校卒	142	41.3	311,674	24,607	287,067		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	363	35.1	337,299	38,349	298,950		同 上
大学卒	278	33.9	340,286	40,506	299,780		
短大卒	29	39.0	322,767	26,466	296,301		
高校卒	55	39.1	326,257	32,162	294,095		
中学卒	X	X	X	X	X		

4 【参考】規模 50 人以上 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	—	—	—	—	—	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
工場長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	X	X	X	X	X	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
事務部長	5	53.3	537,614	0	537,614	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	50.5	602,215	0	602,215	
短大卒	X	X	X	X	X	
高校卒	2	54.5	405,600	0	405,600	
中学卒	—	—	—	—	—	
技術部長	11	52.0	509,804	0	509,804	同 上
大学卒	4	53.3	480,738	0	480,738	
短大卒	3	48.8	529,024	0	529,024	
高校卒	4	53.3	524,455	0	524,455	
中学卒	—	—	—	—	—	
事務部次長	2	47.0	340,470	0	340,470	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職（部長－課長間）
大学卒	X	X	X	X	X	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	X	X	X	X	X	
中学卒	—	—	—	—	—	
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上
大学卒	—	—	—	—	—	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
事務課長	16	47.8	457,027	26,580	430,447	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職
大学卒	7	49.2	449,324	316	449,008	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	9	46.7	463,019	47,008	416,011	
中学卒	—	—	—	—	—	
技術課長	18	46.9	433,337	18,284	415,053	同 上
大学卒	7	47.6	419,695	8,934	410,761	
短大卒	2	47.0	387,398	0	387,398	
高校卒	9	46.3	454,157	29,619	424,538	
中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
大学卒	6	46.8	452,903	19,299	433,604	
短大卒	5	45.3	473,334	11,130	462,204	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	X	X	X	X	X	
技術課長代理	3	55.8	441,246	27,090	414,156	同 上
大学卒	X	X	X	X	X	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	2	59.5	452,235	40,635	411,600	
中学卒	—	—	—	—	—	
事務係長	39	47.7	415,187	27,746	387,441	係の長および係長級専門職
大学卒	21	47.8	436,060	27,704	408,356	
短大卒	9	48.8	395,937	17,108	378,829	
高校卒	8	46.9	388,964	39,497	349,467	
中学卒	X	X	X	X	X	
技術係長	16	46.0	436,732	62,023	374,709	同 上
大学卒	5	44.3	414,747	50,769	363,978	
短大卒	3	45.2	350,089	9,867	340,222	
高校卒	8	47.4	482,963	88,616	394,347	
中学卒	—	—	—	—	—	
事務主任	13	41.7	323,490	51,194	272,296	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
大学卒	5	39.5	316,512	50,285	266,227	
短大卒	3	49.8	274,135	24,701	249,434	
高校卒	5	38.9	360,081	67,998	292,083	
中学卒	—	—	—	—	—	
技術主任	6	42.8	346,038	33,820	312,218	同 上
大学卒	3	45.5	387,541	32,946	354,595	
短大卒	X	X	X	X	X	
高校卒	2	35.0	290,442	33,942	256,500	
中学卒	—	—	—	—	—	
事務係員	148	41.9	308,655	20,236	288,419	
大学卒	70	38.7	310,337	20,340	289,997	
短大卒	15	45.4	298,738	13,800	284,938	
高校卒	61	45.1	310,538	21,885	288,653	
中学卒	2	43.0	257,177	13,211	243,966	
技術係員	86	41.1	353,160	37,267	315,893	
大学卒	36	39.1	343,690	33,170	310,520	
短大卒	12	37.1	361,935	45,965	315,970	
高校卒	38	44.2	359,289	38,393	320,896	
中学卒	—	—	—	—	—	

その2 研究関係職種（規模計（100人以上））

職 種 名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
研 究 所 長	人 3	歳 53.4	円 782,773	円 776	円 781,997	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	43	48.2	628,306	2,191	626,115	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	43	41.6	475,688	20,798	454,890	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	43	35.3	372,739	42,018	330,721	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	45	30.9	331,498	38,491	293,007	
研 究 補 助 員	12	28.1	301,402	23,526	277,876	

その3 医療関係職種（規模計（100人以上））

職 種 名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
病 院 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
医 科 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	3	37.2	937,002	32,159	904,843	
歯 科 医 師	X	X	X	X	X	
薬 局 長	2	49.5	566,108	102,664	463,444	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	5	37.5	419,195	77,930	341,265	
診療放射線技師	21	40.0	376,605	76,519	300,086	
臨床検査技師	17	36.8	353,273	53,019	300,254	
栄 養 士	8	37.4	302,592	31,006	271,586	
理 学 療 法 士	35	32.7	323,952	33,047	290,905	
作 業 療 法 士	15	32.9	315,756	46,006	269,750	
総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	39	44.0	482,124	99,981	382,143	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	80	33.0	372,367	70,052	302,315	
准 看 護 師	15	43.1	359,828	80,053	279,775	

その4 教育関係職種（規模計（100人以上））

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
大 学 学 部 長	人 9	歳 56.6	円 1,019,534	円 78,985	円 940,549	
大 学 教 授	64	55.7	995,091	50,796	944,295	
大 学 准 教 授	46	46.2	835,957	41,383	794,574	
大 学 講 師	13	44.6	742,051	61,389	680,662	
大 学 助 教	3	55.5	778,473	0	778,473	
高等学校教頭	3	50.2	861,110	0	861,110	
高等学校教諭	26	40.9	690,243	33,961	656,282	

その5 技能・労務関係職種（規模計（100人以上））

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
自家用乗用自動車運転手	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
用 務 員	－	－	－	－	－	

その6 再雇用者（規模計（100人以上））

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事務・技術部長	人 10	歳 62.6	円 650,371	円 0	円 650,371	
事務・技術次長	3	61.3	492,379	34,730	457,649	
事務・技術課長	13	63.0	527,740	3,265	524,475	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
事務・技術係長	13	62.2	395,860	10,582	385,278	
事務・技術主任	2	60.5	328,268	2,533	325,735	
事務・技術係員	270	62.5	300,643	20,491	280,152	

第 17 表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和 7 年 4 月)

職 種	学 歴	規 模 計 (100 人以上)	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	【参考】 規模 50 人以上 100 人未満
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	234,410	240,337	221,949	※ 228,000
	短 大 卒	213,022	216,337	※ 205,604	※ 197,250
	高 校 卒	194,950	200,547	183,836	※ 228,500
	大 学 卒	231,474	235,962	222,124	※ 219,500
	短 大 卒	205,584	※ 204,125	※ 207,090	※ 197,250
	高 校 卒	190,423	200,048	※ 179,194	-
	大 学 卒	240,512	249,351	※ 221,578	※ 240,750
	短 大 卒	222,816	226,412	X	-
	高 校 卒	198,067	200,792	※ 189,793	※ 228,500
新 卒 研 究 員	大 学 卒	X	X	-	-
新 卒 研 究 補 助 員	高 校 卒	-	-	-	-
準 新 卒 医 師	大 学 卒	-	-	-	-
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X	-	X	-
準新卒診療放射線技師	養成所卒	-	-	-	-
新 卒 栄 養 士	大 学 卒	X	X	-	-
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 231,533	X	※ 242,600	-
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	X	-	X	-

注 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和 6 年度中に資格免許を取得し、令和 7 年 4 月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和 4 年 3 月または令和 5 年に大学卒業後、免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、令和 7 年 4 月までの間に採用された者（令和 6 年 4 月採用者を除く）に限っている。

3 「X」は、調査事業所が 1 事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

第 18 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支給する	56.3%
支給しない	43.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	30,000 円以上 31,000 円未満

注 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 19 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する					支給しない
	運賃等相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
99.4 %	(15.4) %	(73.4) %	(0.0) %	(11.2) %	0.6 %

注 1 支給形態の（ ）内は自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。（以下その 4 までにおいて同じ。）

その2 距離段階別定額制における支給月額

距離（片道）	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,959 円	7,470 円	14,574 円	21,579 円	28,339 円	34,598 円
距離（片道）	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	43,327 円	51,061 円	58,093 円	66,151 円	73,434 円	

注 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
58.9 %	(24.8) %	(58.2) %	(0.0) %	(17.0) %	41.1 %

注 支給形態の（ ）内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その4 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額							
3,000 円未満	3,000 円以上 4,000 円未満	4,000 円以上 5,000 円未満	5,000 円以上 6,000 円未満	6,000 円以上 7,000 円未満	7,000 円以上 8,000 円未満	8,000 円以上 9,000 円未満	9,000 円以上 10,000 円未満
14.6%	0.0%	0.0%	38.9%	0.0%	9.4%	12.2%	0.0%
月額							
10,000 円以上 15,000 円未満	15,000 円以上						
13.0%	11.9%						

注1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制または制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制および制限支給制にあっては最高支給月額。

第20表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	378,880 387,642	323,226 335,297
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	896,894 874,790	690,429 725,709
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2) 年間計	2.37 2.26 4.63	2.14 2.16 4.30
年間の平均		4.63 月分	

注1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 21 表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計 (100 人以上)	%	%	%	%	%
	500 人以上	33.2	(82.5)	(17.5)	-	66.8
	100 人以上 500 人未満	37.5	(80.8)	(19.2)	-	62.5
	【参考】 50 人以上 100 人未満	28.6	(84.9)	(15.1)	-	71.4
高校卒	規模計 (100 人以上)	27.8	(60.0)	(40.0)	-	72.2
	500 人以上	25.0	(95.4)	(4.6)	-	75.0
	100 人以上 500 人未満	33.4	(93.3)	(6.7)	-	66.6
	【参考】 50 人以上 100 人未満	16.2	(100.0)	-	-	83.8

注 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 民間における給与改定の状況

その 1 ベース改定の実施状況

役職段階	企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	規模計 (100 人以上)	%	%	%	%
	500 人以上	77.4	2.8	0.0	19.8
	100 人以上 500 人未満	84.2	0.0	0.0	15.8
	【参考】 50 人以上 100 人未満	70.0	5.8	0.0	24.2
課長級	規模計 (100 人以上)	65.5	5.2	0.0	29.4
	500 人以上	65.6	0.0	0.0	34.4
	100 人以上 500 人未満	65.3	10.5	0.0	24.2
	【参考】 50 人以上 100 人未満	66.7	0.0	0.0	33.3

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階	項 目 企業規模	定期昇給制度あり					定期昇給中止	定期昇給制度なし
		定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
係 員	規模計 (100人以上)	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	89.8	89.8	34.6	6.4	48.8	0.0	10.2
	100人以上 500人未満	91.4	91.4	32.6	9.1	49.6	0.0	8.6
	【参考】 50人以上 100人未満	88.0	88.0	36.9	3.3	47.8	0.0	12.0
課長級	規模計 (100人以上)	83.3	83.3	33.3	8.3	41.7	0.0	16.7
	500人以上	83.3	78.0	31.2	4.0	42.8	5.3	16.7
	100人以上 500人未満	86.0	84.0	33.7	4.9	45.5	1.9	14.0
	【参考】 50人以上 100人未満	80.6	71.8	28.6	3.1	40.1	8.8	19.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
50.7 %	49.3 %	44.1 %	55.9 %	42.7 %	57.3 %

注 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第24表 民間における定年制の状況等

その1 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	72.8 %	27.2 %	- %

注1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(以下その3までにおいて同じ。)

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		64.3 %	45.1 %	35.7 %
非 管 理 職		54.7 %	40.4 %	45.3 %

注1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(その3において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
68.1 %	71.0 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。